

## ひょうご地域安全まちづくり活動賞表彰要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号。以下「規則」という。）第2条第10号の規定に基づき、犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた地域安全まちづくり活動に取り組む個人又は団体に対して知事が行うひょうご地域安全まちづくり活動賞の表彰について、必要な事項を定める。

## (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、規則第2条第10号に該当する者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 先駆的な地域安全まちづくり活動に取り組み、安全で安心な地域づくりに多大な貢献をした者
- (2) 地域安全まちづくり活動を永年継続し、その功績が顕著で他の模範となる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に表彰に値すると認められる者

## (被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、選考委員会において選考し、知事が決定する。

2 選考委員会は、委員10人以内をもって構成する。

3 選考委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から毎年度知事が委嘱する。

- (1) 地域安全まちづくり活動の推進に携わっている者
- (2) 地域安全まちづくり活動に関する学識を有する者
- (3) 関係する県の職員

4 委員の任期は、当該年度における表彰終了の日までとする。

## (表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

## (表彰の時期)

第5条 表彰の時期は随時とするが、できる限り被表彰者の功績をたたえるのにふさわしい機会をとらえて行う。

## (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。